

令和3年度決算の概要 (数値編)

尼崎市

令和4年8月

目 次

1	令和3年度決算	3
2	各会計別収支状況	4
3	一般会計款別歳入	5
4	一般会計款別歳出	6
5	一般会計性質別歳入	7
6	一般会計性質別歳出	8
7	一般会計歳入決算額（対予算額）	9
8	一般会計歳出決算額（対予算額）	10
9	基金現在高集計表	11
10	実質赤字比率及び連結実質赤字比率	12
11	実質公債費比率	13
12	将来負担比率	14
13	資金不足比率	15
・	用語解説	16

1 令和3年度決算

(単位：千円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支 C=A-B	翌年度に繰り 越すべき財源 D	実質収支 E=C-D	2年度 実質収支
一般会計	232,308,042	228,813,019	3,495,023	633,170	2,861,853	463,199
特別会計	102,717,263	101,234,651	1,482,612	-	1,482,612	1,541,200
合 計	335,025,305	330,047,670	4,977,635	633,170	4,344,465	2,004,399

区 分	総収益	総費用	純利益 又は損失	当年度未処分利益 剰余金又は当年度 未処理欠損金	前年度繰越利益剰 余金又は前年度繰 越欠損金
企業会計	81,970,135	75,132,586	6,837,549	14,598,903	5,366,287

《一般会計》

(単位：千円、%)

区 分	3 年 度		2 年 度		差 引 a-b
	a	前年比	b	前年比	
形 式 収 支	3,495,023	197.1	1,773,441	238.0	1,721,582
翌年度に繰り 越すべき財源	633,170	48.3	1,310,242	316.5	△ 677,072
実 質 収 支	2,861,853	617.8	463,199	139.9	2,398,654
単 年 度 収 支	2,398,654	1,815.6	132,111	-	2,266,543
財政調整基金積立金	2,084,776	84.2	2,474,592	1,320.9	△ 389,816
繰上償還金	5,890,500	214.2	2,750,000	66.1	3,140,500
財政調整基金取崩額	-	-	-	-	-
実質単年度収支	10,373,930	193.7	5,356,703	124.2	5,017,227

(単位：千円、%)

区 分	3 年 度		2 年 度		差 引 a-b
	a	前年比	b	前年比	
地 方 債 現 在 高	210,281,409	93.7	224,411,064	97.3	△ 14,129,655
債 務 負 担 行 為 額	18,807,746	83.2	22,613,741	77.8	△ 3,805,995
主要3基金年度末 現 在	30,397,938	106.5	28,553,150	125.6	1,844,788

注1 主要3基金・・・財政調整基金・減債基金・公共施設整備保全基金

2 各会計別収支状況

(単位：千円)

区 分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	2年度実質収支
一 般 会 計	232,308,042	228,813,019	3,495,023	633,170	2,861,853	463,199
特 別 会 計	102,717,263	101,234,651	1,482,612	-	1,482,612	1,541,200
国民健康保険事業費	48,457,974	48,226,822	231,152	-	231,152	448,604
地方卸売市場事業費	406,578	281,739	124,839	-	124,839	121,321
育英事業費	62,496	62,496	-	-	-	-
公共用地先行取得事業費	200,438	200,438	-	-	-	-
公害病認定患者救済事業費	15,456	15,456	-	-	-	179
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	29,969	22,965	7,004	-	7,004	163
青少年健全育成事業費	8,050	7,056	994	-	994	-
介護保険事業費	46,828,768	45,785,183	1,043,585	-	1,043,585	874,396
後期高齢者医療事業費	6,707,534	6,632,496	75,038	-	75,038	96,537
合 計	335,025,305	330,047,670	4,977,635	633,170	4,344,465	2,004,399

(当年度未処分利益 (前年度繰越利益
益剰余金又は当年 剰余金又は前年度
(総収益) (総費用) (純利益又は損失) 度未処理欠損金) 繰越欠損金)

企 業 会 計	81,970,135	75,132,586	6,837,549	14,598,903	5,366,287
水道事業	9,023,169	7,948,530	1,074,639	1,474,639	-
工業用水道事業	2,027,707	1,464,876	562,831	662,831	-
下水道事業	12,590,714	11,147,275	1,443,439	1,443,439	-
モータースポーツ競走事業	58,328,545	54,571,905	3,756,640	11,017,994	5,366,287

3 一般会計款別歳入

(単位：千円、%)

款	令和3年度			令和2年度			比較増減
		前年比	構成比		前年比	構成比	
05 市 税	80,110,628	100.7	34.5	79,557,367	98.7	30.1	553,261
10 地 方 譲 与 税	808,861	101.7	0.3	795,041	101.2	0.3	13,820
11 利 子 割 交 付 金	59,288	80.8	0.0	73,373	107.1	0.0	△ 14,085
12 配 当 割 交 付 金	602,326	146.3	0.3	411,788	92.7	0.2	190,538
13 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	713,224	149.2	0.3	478,104	200.8	0.2	235,120
14 法 人 事 業 税 交 付 金	1,101,489	168.3	0.5	654,466	皆増	0.2	447,023
15 地 方 消 費 税 交 付 金	10,313,226	109.4	4.4	9,427,900	121.5	3.6	885,326
17 自 動 車 取 得 税 交 付 金	-	皆減	-	48	0.0	0.0	△ 48
18 環 境 性 能 割 交 付 金	115,442	126.4	0.1	91,334	201.7	0.0	24,108
19 地 方 特 例 交 付 金	1,263,150	274.9	0.5	459,443	49.0	0.2	803,707
20 地 方 交 付 税	16,376,225	131.0	7.1	12,499,119	97.3	4.7	3,877,106
25 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	64,969	92.4	0.0	70,292	111.1	0.0	△ 5,323
30 分 担 金 及 び 負 担 金	809,600	116.0	0.3	697,767	61.1	0.3	111,833
35 使 用 料 及 び 手 数 料	6,420,788	101.2	2.8	6,342,945	93.3	2.4	77,843
40 国 庫 支 出 金	71,066,543	68.0	30.6	104,475,676	215.5	39.6	△ 33,409,133
45 県 支 出 金	14,162,685	106.1	6.1	13,344,304	105.4	5.0	818,381
50 財 産 収 入	1,770,491	73.5	0.8	2,409,494	42.6	0.9	△ 639,003
55 寄 付 金	308,364	142.6	0.1	216,234	470.0	0.1	92,130
60 繰 入 金	1,969,748	878.5	0.8	224,220	8.2	0.1	1,745,528
65 繰 越 金	1,773,441	236.0	0.8	751,533	97.6	0.3	1,021,908
70 諸 収 入	7,839,147	83.4	3.4	9,399,630	144.0	3.6	△ 1,560,483
75 市 債	14,658,407	67.7	6.3	21,651,729	132.4	8.2	△ 6,993,322
合 計	232,308,042	88.0	100.0	264,031,807	128.7	100.0	△ 31,723,765

4 一般会計款別歳出

(単位：千円、%)

款	令和3年度			令和2年度			比較増減
		前年比	構成比		前年比	構成比	
05 議会費	782,992	101.1	0.3	774,682	95.2	0.3	8,310
10 総務費	18,879,319	27.9	8.2	67,785,167	339.8	25.8	△ 48,905,848
15 民生費	116,595,481	113.1	51.0	103,073,681	101.9	39.3	13,521,800
20 衛生費	18,726,176	131.8	8.2	14,212,722	108.1	5.4	4,513,454
25 労働費	350,558	209.0	0.2	167,715	106.6	0.1	182,843
30 農林水産業費	140,912	97.1	0.1	145,143	98.9	0.1	△ 4,231
35 商工費	3,073,385	94.6	1.3	3,247,894	177.2	1.2	△ 174,509
40 土木費	15,736,402	77.2	6.9	20,387,733	115.0	7.8	△ 4,651,331
45 消防費	5,034,116	81.3	2.2	6,191,448	127.4	2.4	△ 1,157,332
50 教育費	19,736,390	115.1	8.6	17,143,759	111.1	6.5	2,592,631
53 災害復旧費	-	-	-	-	皆減	-	-
55 公債費	29,747,017	102.2	13.0	29,107,852	100.5	11.1	639,165
60 諸支出金	10,271	49.9	0.0	20,570	92.2	0.0	△ 10,299
65 予備費	-	-	-	-	-	-	-
合計	228,813,019	87.2	100.0	262,258,366	128.3	100.0	△ 33,445,347

5 一般会計性質別歳入

(単位：千円、%)

	令和3年度			令和2年度			比較増減
		前年比	構成比		前年比	構成比	
自主財源	101,002,207	101.4	43.5	99,599,190	95.5	37.8	1,403,017
市税	80,110,628	100.7	34.5	79,557,367	98.7	30.1	553,261
使用料及び手数料	6,420,788	101.2	2.8	6,342,945	93.3	2.4	77,843
繰入金	1,969,748	878.5	0.8	224,220	8.2	0.1	1,745,528
その他	12,501,043	92.8	5.4	13,474,658	95.3	5.2	△ 973,615
依存財源	131,305,835	79.9	56.5	164,432,617	163.0	62.2	△ 33,126,782
地方消費税交付金	10,313,226	109.4	4.4	9,427,900	121.5	3.6	885,326
地方交付税	16,376,225	131.0	7.1	12,499,119	97.3	4.7	3,877,106
国庫支出金	71,066,543	68.0	30.6	104,475,676	215.5	39.6	△ 33,409,133
県支出金	14,162,685	106.1	6.1	13,344,304	105.4	5.0	818,381
市債	14,658,407	67.7	6.3	21,651,729	132.4	8.2	△ 6,993,322
その他	4,728,749	155.9	2.0	3,033,889	110.6	1.1	1,223,729
合計	232,308,042	88.0	100.0	264,031,807	128.7	100.0	△ 31,723,765

市税	80,110,628	100.7	34.5	79,557,367	98.7	30.1	553,261
地方譲与税	808,861	101.7	0.4	795,041	101.2	0.3	13,820
利子割交付金	59,288	80.8	0.0	73,373	107.1	0.0	△ 14,085
配当割交付金	602,326	146.3	0.3	411,788	92.7	0.2	190,538
株式等譲渡所得割交付金	713,224	149.2	0.3	478,104	200.8	0.2	235,120
法人事業税交付金	1,101,489	168.3	0.5	654,466	皆増	0.2	447,023
地方消費税交付金	10,313,226	109.4	4.4	9,427,900	121.5	3.6	885,326
自動車取得税交付金	-	皆減	-	48	0.0	0.0	△ 48
環境性能割交付金	115,442	126.4	0.0	91,334	201.7	0.0	24,108
地方特例交付金	1,263,150	274.9	0.5	459,443	49.0	0.2	803,707
地方交付税	16,376,225	131.0	7.1	12,499,119	97.3	4.7	3,877,106
交通安全対策特別交付金	64,969	92.4	0.0	70,292	111.1	0.0	△ 5,323
市債	7,093,907	108.4	3.1	6,545,236	93.1	2.5	548,671
主な一般財源	118,622,735	106.8	51.1	111,063,511	100.1	42.0	7,559,224

注1 主な一般財源の市債については、臨時財政対策債

地方交付税	16,376,225	131.0	7.1	12,499,119	97.3	4.7	3,877,106
普通交付税	15,817,321	131.0	6.8	12,075,400	97.7	4.6	3,741,921
特別交付税	558,904	131.9	0.3	423,719	87.4	0.1	135,185
臨時財政対策債	7,093,907	108.4	3.1	6,545,236	93.1	2.5	548,671
合計	23,470,132	123.2	10.2	19,044,355	95.8	7.2	4,425,777

6 一般会計性質別歳出

(単位：千円、%)

	令和3年度			令和2年度			比較増減
		前年比	構成比		前年比	構成比	
消費的経費	163,227,301	85.2	71.3	191,606,178	137.9	73.1	△ 28,378,877
人件費	30,060,496	99.9	13.1	30,076,753	106.3	11.5	△ 16,257
物件費	24,268,486	115.3	10.6	21,056,876	107.7	8.0	3,211,610
扶助費	76,813,834	102.9	33.6	74,660,130	99.7	28.5	2,153,704
補助費等	30,601,050	47.5	13.4	64,442,789	432.6	24.6	△ 33,841,739
維持補修費	1,483,435	108.3	0.6	1,369,630	105.4	0.5	113,805
投資的経費	17,155,771	84.0	7.5	20,432,799	136.6	7.8	△ 3,277,028
普通建設事業費	17,155,617	84.0	7.5	20,425,616	138.5	7.8	△ 3,269,999
災害復旧事業費	154	2.1	0.0	7,183	3.3	0.0	△ 7,029
貸付金等	5,317,966	72.8	2.3	7,307,430	106.1	2.8	△ 1,989,464
公債費	29,746,911	102.2	13.0	29,107,752	100.5	11.1	639,159
他会計繰出金	13,365,070	96.8	5.9	13,804,207	94.1	5.2	△ 439,137
予備費	-	-	-	-	-	-	-
合計	228,813,019	87.2	100.0	262,258,366	128.3	100.0	△ 33,445,347

義務的経費	134,721,241	104.1	58.9	129,444,635	100.1	49.4	5,276,606
人件費	30,060,496	99.9	13.1	30,076,753	100.0	11.5	△ 16,257
扶助費	76,813,834	102.9	33.6	74,660,130	100.0	28.5	2,153,704
公債費	27,846,911	112.7	12.2	24,707,752	94.6	9.4	3,139,159

注1 義務的経費の公債費は、借換え分を除く。

7 一般会計歳入決算額（対予算額）

（単位：千円）

款		当初予算額	補正予算額	2年度からの繰越額	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
05	市 税	76,368,706	3,070,000	-	79,438,706	82,141,221	80,110,628	115,223	1,924,837
10	地 方 譲 与 税	769,401	-	-	769,401	808,861	808,861	-	-
11	利 子 割 交 付 金	47,000	-	-	47,000	59,288	59,288	-	-
12	配 当 割 交 付 金	337,000	-	-	337,000	602,326	602,326	-	-
13	株式等譲渡所得割交付金	344,000	-	-	344,000	713,224	713,224	-	-
14	法 人 事 業 税 交 付 金	945,000	-	-	945,000	1,101,489	1,101,489	-	-
15	地 方 消 費 税 交 付 金	9,065,000	800,000	-	9,865,000	10,313,226	10,313,226	-	-
18	環 境 性 能 割 交 付 金	107,000	-	-	107,000	115,442	115,442	-	-
19	地 方 特 例 交 付 金	1,542,000	△ 270,000	-	1,272,000	1,263,150	1,263,150	-	-
20	地 方 交 付 税	9,084,000	7,203,321	-	16,287,321	16,376,225	16,376,225	-	-
25	交通安全対策特別交付金	65,000	-	-	65,000	64,969	64,969	-	-
30	分 担 金 及 び 負 担 金	839,817	3,318	-	843,135	905,303	809,600	1,853	106,584
35	使 用 料 及 び 手 数 料	6,686,666	△ 39,375	-	6,647,291	6,747,748	6,420,788	20,642	308,302
40	国 庫 支 出 金	49,408,348	24,386,206	906,810	74,701,364	74,888,170	71,066,543	-	3,821,626
45	県 支 出 金	14,035,053	90,578	62,348	14,187,979	14,239,027	14,162,685	-	76,343
50	財 産 収 入	1,103,059	27,945	-	1,131,004	1,781,498	1,770,491	-	11,007
55	寄 付 金	178,769	121,690	-	300,459	308,364	308,364	-	-
60	繰 入 金	4,903,825	△ 841,952	-	4,061,873	1,969,748	1,969,748	-	-
65	繰 越 金	1	463,198	1,310,242	1,773,441	1,773,441	1,773,441	-	-
70	諸 収 入	6,801,955	573,508	31,186	7,406,649	9,936,931	7,839,147	247,641	1,850,755
75	市 債	26,238,400	△ 7,971,993	1,058,800	19,325,207	15,604,807	14,658,407	-	946,400
合 計		208,870,000	27,616,444	3,369,386	239,855,830	241,714,458	232,308,042	385,359	9,045,854

注1 収入未済額欄は実質収入未済額を記載している。

8 一般会計歳出決算額（対予算額）

（単位：千円）

款	当初予算額	補正予算額	2年度からの繰越額	予備費充当額	予算現額	支出済額	4年度への繰越額	不用額
	05 議会費	821,833	△ 20,203	-	-	801,630	782,992	-
10 総務費	15,530,460	4,075,381	94,601	3,010	19,703,452	18,879,319	83,050	741,083
15 民生費	105,200,307	16,944,642	974,249	558	123,119,756	116,595,481	3,685,170	2,839,105
20 衛生費	14,163,483	5,293,235	29,849	15,418	19,501,985	18,726,176	58,588	717,221
25 労働費	171,739	170,366	-	14,149	356,254	350,558	-	5,696
30 農林水産業費	134,842	7,564	-	-	142,406	140,912	-	1,494
35 商工費	1,275,799	1,758,209	201,237	13,518	3,248,763	3,073,385	-	175,378
40 土木費	16,611,617	△ 442,996	1,036,562	-	17,205,183	15,736,402	1,096,797	371,984
45 消防費	4,947,502	32,004	120,708	17,648	5,117,862	5,034,116	-	83,746
50 教育費	19,338,860	506,488	912,180	-	20,757,528	19,736,390	553,935	467,203
53 災害復旧費	1	-	-	-	1	-	-	1
55 公債費	30,462,760	△ 708,246	-	-	29,754,514	29,747,017	-	7,497
60 諸支出金	10,797	-	-	-	10,797	10,271	-	526
65 予備費	200,000	-	-	△ 64,301	135,699	-	-	135,699
合計	208,870,000	27,616,444	3,369,386	-	239,855,830	228,813,019	5,477,540	5,565,271

9 基金現在高集計表

(単位：千円)

	令和2年度末 現在高	令和3年度増減		令和3年度末 現在高
		積立額	取崩額	
財政調整基金	9,429,563	2,084,776	-	11,514,339
減債基金	13,328,554	483,755	1,834,147	11,978,162
うち通常分	8,393,222	344,045	1,700,193	7,037,074
うちF M分	4,935,332	139,710	133,954	4,941,088
公共施設整備保全基金	5,795,034	1,118,091	7,688	6,905,437
うち通常分	4,946,794	978,381	7,688	5,917,487
うちF M分	848,240	139,710	-	987,950
公害病認定患者救済事業基金	222,716	-	9,856	212,860
市民福祉振興基金	1,699,499	13,578	23,579	1,689,498
環境基金	703,359	9,014	22,348	690,025
緑化基金	597,677	4,359	3,114	598,922
育英事業基金	493,742	55,000	6,290	542,452
動物愛護基金	49,179	9,358	36,877	21,660
富松住宅管理基金	221,665	5,262	-	226,927
青少年健全育成基金	437,765	3,318	1,003	440,080
教育振興基金	205,933	33,573	7,852	231,654
新本庁舎建設基金	1,275,424	252,568	-	1,527,992
みんなの尼崎城基金	175,521	3,069	3,000	175,590
文化振興基金	12,762	12,518	1,154	24,126
暴力団排除活動支援基金	3,618	1,365	1,500	3,483
特定非営利活動促進基金	1,012	2,593	2,998	607
一般廃棄物処理施設整備等基金	151,000	137,889	-	288,889
新型コロナウイルス感染症対策基金	15,491	-	15,491	0
SDGs地域活性化基金	10,000	11,544	10,000	11,544
学校給食費調整基金	-	101,237	-	101,237
市営住宅等基金	-	252,516	-	252,516
介護給付費準備基金	2,238,329	5,371	366,710	1,876,990
国民健康保険事業基金	2,939,828	288,330	633,708	2,594,450
合計	40,007,671	4,889,084	2,987,315	41,909,440

10 実質赤字比率及び連結実質赤字比率

$$\text{①実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{本市の比率} = \frac{\Delta 2,859,285 \text{千円(黒字)}}{107,477,795 \text{千円}} = \Delta 2.66\%$$

$$\text{②連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{本市の比率} = \frac{\Delta 44,970,023 \text{千円(黒字)}}{107,477,795 \text{千円}} = \Delta 41.84\%$$

(実質収支の状況)

(単位：百万円、%)

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等 (対象となる会計の 実質赤字比率)	一般会計	2,858
	育英事業費会計	-
	公共用地先行取得事業費会計	-
	公害病認定患者救済事業費会計	-
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計	-
	青少年健全育成事業費会計	1
実質収支額 A		2,859
① 実質赤字比率		- (Δ 2.66)

公 営 事 業 会 計	公 営 企 業 会 計	水道事業会計	8,637
		工業用水道事業会計	8,068
		下水道事業会計	14,582
		モーターボート競走事業会計	9,349
		地方卸売市場事業費会計	125
	小計 B		40,761
	そ の 他 の 会 計	国民健康保険事業費会計	231
		介護保険事業費会計	1,044
		後期高齢者医療事業費会計	75
	小計 C		1,350
	連結実質収支額 A + B + C		44,970
② 連結実質赤字比率		- (Δ 41.84)	

注1 公営企業会計における実質収支額は資金不足・剰余額

注2 健全化判断比率の算定にかかる実質収支額からは、事業繰越額（災害援護資金貸付金回収金の一部等）が除かれている。

11 実質公債費比率

$$\text{③実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金 - 特定財源) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(令和3年度の実質公債費比率の算定)

	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
令和元年度	11.69	9.7%
令和2年度	9.86	
令和3年度	7.63	

$$\text{令和3年度単年度の比率} = \frac{18,986,621\text{千円} - 11,677,549\text{千円}}{95,800,246\text{千円}} = 7.63\%$$

(実質公債費比率の推移)

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度比較
実質公債費比率	12.1	10.9	9.7	△ 1.2

※各年度の比率は、当該年度、前年度、前々年度の3カ年平均

12 将来負担比率

④将来負担比率	=	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
---------	---	--

本市の比率 $\frac{258,854,797\text{千円} - 224,024,359\text{千円}}{95,800,246\text{千円}} = 36.3\%$

(将来負担比率の推移)

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度比較
将来負担比率	67.6	51.4	36.3	△ 15.1

将来負担額の主な内容

- (1)地方債残高
- (2)債務負担行為に基づく支出予定額
- (3)公営企業会計等に係る地方債の償還に対する繰入見込額
- (4)退職手当負担見込額
- (5)外郭団体等に対する負担額等見込額 など

13 資金不足比率

資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計の名称		令和3年度 決 算	令和2年度 決 算	経営健全化基準
法 適 用 企 業	水道事業会計	—	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	—	20.0
	下水道事業会計	—	—	20.0
	モーターボート競走事業会計	—	—	20.0
企 業 法 非 適 用	地方卸売市場事業費会計	—	—	20.0

資金不足比率は、標準財政規模に対する資金不足額の割合で、本市では5会計が対象となっており、資金不足が生じない場合は、「—」表示となっている。

用語解説

語句	解説
ア行	
依存財源	国（都道府県）の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入をいい、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、地方譲与税等がこれに該当する。
カ行	
借換債	過去に借り入れた地方債を、特定の年度（概ね借り入れから10年目）に、元金の残額をいったん全額返済し、再度同額を新たな金利で借り直すこと。いったん返済した額と同額を借り入れるため地方債現在高には影響しない。
基準財政収入額	各自治体の普通交付税の計算に用いるもので、各自治体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる地方税収入のうち一定割合（概ね75%）により算出された収入額である。
基準財政需要額	各自治体の普通交付税の計算に用いるもので、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される「一般財源の額」であり、各自治体が実際に支出した額あるいは支出しようとする額ではなく、各団体の人口等を基礎として、行政費目ごとに一定の方法で算出された需要額である。
義務的経費	性質別経費のうち義務的・非弾力的性格の強い経費で、一般的には人件費、扶助費及び公債費を指す。人件費は経常的に支出を予定せざるを得ないものであり、扶助費は生活扶助をはじめ法令の規定によって支出が義務づけられている。また、公債費は負債の償還に要する経費となっている。
繰越	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の繰越 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないという予算に関する原則（会計年度独立の原則）の例外として、当該年度の歳出予算の一部を翌年度以降において執行することをいい、繰越明許費の繰越、事故繰越しなどがある。 ・ 繰越明許費の繰越 歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由により当該年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に限り繰り越して使用すること。 ・ 事故繰越し 歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用すること。 ・ 翌年度に繰り越すべき財源 繰越明許費や事故繰越しなどにより、翌年度に繰り越された歳出予算に充当する財源

語 句	解 説
経営健全化基準	<p>公営企業会計において、資金不足比率が基準以上となった場合は、経営健全化団体となり、経営健全化計画を定め、議会の監視の下で自主的に財政健全化に努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金不足比率の経営健全化基準・・・20% <p>健全化法施行以前の地方債協議・許可制度における許可制移行基準(10%)の2倍に設定されている。</p>
形式収支	歳入決算額－歳出決算額
経常収支比率	<p>当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、次の式によって求められる。</p> $\text{経常経費充当一般財源} \div \text{経常一般財源総額} \times 100 (\%)$ <p>この比率は、人件費、扶助費、公債費等の経常的な支出に対して地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入がどの程度充当されているかをみることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。</p>
公共施設マネジメント計画	<p>本市の公共施設全体に対して中長期的視点で、量、質、運営コスト等の最適化を目指す計画であり、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に①「再編」、②「予防保全」、③「効率的・効果的な運営」の3つの方針を掲げている。</p> <p>①「再編」としては、「第1次尼崎市公共施設再編計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針1：再編）」及び同計画に係る「実施編」を定め、また、②「予防保全」としては、「第1次尼崎市公共施設保全計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針2：予防保全）」及び同計画に係る「実施編」を定め、それぞれの計画に基づいた取組を進めている。</p> <p>①「再編」の取組に伴い生じる不動産売払収入については、原則基金に積み立て、施設の整備等に際して発行した市債の償還等に充当する。</p>

語句	解説
サ行	
財政再生基準	<p>実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3つの指標のうち、いずれか一つでも基準以上となった場合は、財政再生団体となり、財政再生計画を定め、国の関与の下で財政健全化を図らなければならない。事実上、地方公共団体の予算編成権がなくなり、自治権が制限されることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質赤字比率の財政再生基準・・・20% 旧再建法の起債制限基準を用い、市町村は20%で設定されている。 ・連結実質赤字比率の財政再生基準・・・30% 早期健全化基準と同様の考え方で、実質赤字比率の財政再生基準(20%)に10%を加算し、市町村については、30%で設定されている。 経過措置として、平成20年度決算及び平成21年度決算は40%、平成22年度決算は35%、平成23年度以降は30%とされている。 ・実質公債費比率の財政再生基準・・・35% 健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限されることとなる基準である35%となっている。
債務保証	<p>円滑な事業の推進を図るため、法人(土地開発公社等)が金融機関等から受ける融資に対し、債務が履行されない場合、地方公共団体が返済等の代位弁済を定めた契約を締結すること。</p>
資金不足比率	<p>公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。</p>
市債充当率の 嵩上げ	<p>地方公共団体は、施設を建設する場合など将来活用する住民にも経費の一部を負担してもらった方が公平な場合に、市債(一般会計年度数を越える借入金)を発行することができる。 市債の充当率(一般的には75%)は定められているが、この充当率をアップすることにより、事業歳出における借入金の比率を上げ、一般財源の縮小を図るもの。</p>
自主財源	<p>地方自治体が自主的に収入し得る財源をいい、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金等がこれに該当する。</p>
実質赤字比率	<p>一般会計のほか、公営事業会計を除く特別会計で、公害病認定患者救済事業費会計など5特別会計(以下「一般会計等」という)を対象とした会計の実質赤字額で、資金ショートの大きさを示すものである。</p>
実質公債費比率	<p>一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。 借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。</p>
実質収支	<p>形式収支－翌年度に繰り越すべき財源</p>

語句	解説
実質単年度収支	単年度収支＋財政調整基金積立金＋繰上償還金－財政調整基金取崩し額
消費的経費	人件費、扶助費、物件費、維持補修費、負担金補助及び交付金等で、その経費の支出効果はその年度限り又は極めて短期間に終わるものをいい、後年度に形を残さない性質の経費
将来負担比率	公営企業や地方公社、第三セクター等も含め、一般会計等が実質的に負担するものを負債として捉えるべきといった考え方に基づいて、現状では財政が健全であっても、実質的な債務が増大することにより、将来の収支や公債費負担に重大な影響を与える可能性があることから、そのような事態を未然に防ぎ、中長期的な視点に立った財政の健全性を確保するため、地方公共団体の実質的な負債と当該団体の財政規模の償還能力を比較する指標である。
早期健全化基準	<p>実質赤字比率をはじめとする4つの指標のうち、いずれか一つでも基準以上となった場合は、財政健全化団体となり、財政健全化計画を定め、議会の監視の下で自主的に財政健全化に努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質赤字比率の早期健全化基準・・・11.25%（本市の場合） 地方債協議・許可制度における許可制移行基準（2.5%から10%）と財政再生基準（20%）との中間値をとり、市町村については、財政規模に応じて11.25%から15%で設定されている。 ・連結実質赤字比率の早期健全化基準・・・16.25%（本市の場合） 実質赤字比率の早期健全化基準（11.25%から15%）に公営企業会計等における経営健全化等を踏まえて5%を加算し、市町村については、財政規模に応じて16.25%から20%で設定されている。 ・実質公債費比率の早期健全化基準・・・25% 健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において、一般単独事業の許可が制限されることとなる基準である25%となっている。 ・将来負担比率の早期健全化基準・・・350% 将来負担比率は財政再生基準がなく、早期健全化基準のみとされ、その基準は350%で設定されている。
損失補償	特定の事業の振興等を図るため、特定の団体が金融機関等から融資を受け、その融資が返済不能となり、金融機関等が損失を被ったときに地方公共団体が融資を受けた団体に代わって損失を補償（穴埋め）すること。
夕行	
退職手当債	地方公共団体の退職職員に支給すべき退職手当の財源に充てるために起こす地方債であり、特例債のひとつである。
単年度収支	実質収支－前年度実質収支

語句	解説
地方交付税	<p>地方自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての自治体が一定の行政水準を維持できるよう財源を保障するため、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合と地方法人税の全額を国から地方に交付するもので、国庫補助金などと異なり、その用途は特定されない。</p> <p>地方交付税のうち、総額の94%は普通交付税、6%は特別交付税として交付される。</p> <p>普通交付税は、自治体ごとに算定される基準財政需要額が基準財政収入額を超える場合、その超える額を財源不足額として交付されるものであり、一方、特別交付税は、災害等のほか、特別な財政需要など普通交付税の算定に反映されなかった具体的な事情を考慮して交付されるもの。</p>
地方債現在高	地方公共団体が資金調達するための市債の借入金残高
統一的な基準による財務書類	<p>発生主義・複式簿記の考え方を採用し、従来の官庁会計では見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報を把握・見える化することで、説明責任の履行や行政内部のマネジメント機能を向上させるために、全国的に統一的な財務書類の作成基準が設けられているもの。</p> <p>なお、本市においてはこの基準に基づき、財務書類の作成を平成28年度決算分から作成している。</p>
ハ行	
標準財政規模	地方公共団体の標準的な行政活動を行う上で必要な一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算したものである。
ヤ行	
有形固定資産減価償却率	保有する有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することができる指標。
ラ行	
臨時財政対策債	<p>地方財源の不足に対応するため、各自治体において発行が認められる地方債で、通常の地方債と異なり、一般財源として取り扱うこととなっている。</p> <p>この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が後年度、基準財政需要額に算入されることとなっている。</p>
連結実質赤字比率	本市が設置する全14会計（一般会計等に、国民健康保険事業費会計や水道事業費会計などの公営事業会計を加えたもの）の実質収支額あるいは、資金不足・剰余額を連結して、赤字比率を算定したものである。

健全化判断比率等の対象会計等(尼崎市)

尼崎市	一般会計		一般会計等	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	特別会計	育英事業費会計 公共用地先行取得事業費会計 公害病認定患者救済事業費会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計 青少年健全育成事業費会計					
		国民健康保険事業費会計 介護保険事業費会計 後期高齢者医療事業費会計	公営事業会計				
	法非適用企業	地方卸売市場事業費会計(市場事業)		資金不足比率			
	法適用企業	水道事業会計 工業用水道事業会計 下水道事業会計 モーターボート競走事業会計					
	一部事務組合、広域連合	丹波少年自然の家事務組合 阪神水道企業団 兵庫県競馬組合 兵庫県後期高齢者医療広域連合					
地方公社、第三セクター	尼崎市土地開発公社 (債務保証) (社福)阪神福祉事業団 (損失補償) 兵庫県信用保証協会 (損失補償)						

市町村	財政健全化計画を作成	11.25% ~15%	16.25% ~20%	25%	350%
	財政再生計画を作成	20%	※30%	35%	

※平成20年度決算及び平成21年度決算は40%、平成22年度決算は35%、平成23年度決算以降は30%

尼崎市が適用される早期健全化基準 (標準財政規模500億円以上のランクに該当)	11.25%	16.25%	25%	350%
--	--------	--------	-----	------

